

令和6年度(2024年度)第3回熊本市環境審議会 議事録要旨

1 日 時 令和7年(2025年)1月15日(水)10時00分から11時30分まで

2 場 所 熊本市役所 議会棟 教育市民委員会室

3 出席者 環境審議会委員(13名)

篠原 亮太 会長	井寺 美穂 委員
阿部 淳 委員	川越 保徳 委員
柴田 祐 委員	宮瀬 美津子 委員
中田 晴彦 委員	上迫 大介 委員
鈴 和幸 委員	阪本 恵子 委員

※以下の委員はオンライン参加

鳥居 修一 副会長	澤 克彦 委員
茨木 いずみ 委員	

事務局(3名)

戸澤 角充 環境推進部長	住谷 憲昭 環境政策課長
緒方 美治 環境政策課副課長	

森の都推進部(2名)

長 和史 みどり政策課長	森嶋 武宏みどり政策課副課長
--------------	----------------

4 欠席者 環境審議会委員(3名)

高宮 正之 副会長	張 代洲 委員
宮園 由紀代 委員	

5 次第

(1) 開会

熊本市環境審議会部会の構成について

(2) 議題

報告事項

(仮称)熊本市環境影響評価条例素案のパブリックコメント結果とその対応について

(3) その他

(4) 閉会

6 配布資料

次第

資料1 熊本市環境審議会部会の構成について

資料2-1 (仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメント結果概要

資料2-2 (参考)パブリックコメントで提出されたご意見と本市の考え方

資料3 地下水涵養の取組とスクリーニング手続の統合について

開 会

【配布資料の確認】

事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第10条第2項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員16名中13名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

【審議会部会の構成について】

資料1の事務局案に基づき、部会の構成を決定した。

議 題

【(仮称)熊本市環境影響評価条例素案のパブリックコメント結果とその対応について】

篠原 会長 熊本市環境影響評価条例素案のパブリックコメント結果とその対応について、事務局から資料の説明をお願いしたい。

(事務局 資料2-1、2-2、3について説明)

篠原 会長 ただいまの事務局からの説明を受けて、ご質問やご意見はあるか。

川越 委員 資料3の4ページ目のこれまでの素案の下に、スクリーニング手続の表があり、第1種事業が面積25ha以上をアセス手続不要にして、第2種事業は面積12.5ha以上はアセス手続不要というのは、これまでの素案の内容か。

事務局 その通り。

川越 委員 では、この表がどのように変わるのか。

事務局 下のスクリーニング手続の表を、上の地下水涵養をした場合の「面積の要件変更」と合わせるための規定になるので、この「25ha以上からアセス手続不要」が、「50ha以上からアセス手続不要」に変わる。

川越 委員 右側の第2種事業の方は変わらないのか。

事務局 第2種事業の定義は12.5haから25haの事業であるため、25ha以上の第2種事業は存在しない。上の表で第2種事業は「12.5ha以上から25ha以下がアセス手続不要」となっており、これは第2種事業の定義を踏まえると実質アセス手続を不要とすることと同じことであるため、意味が変わるものではない。

川越 委員 8ページの「いずれも第2種事業の判定基準を適用する」という記述がよく分からない。これはどういう意味か。

事務局 第1種事業に第2種事業の判定基準を適用するというはこの資料でご説明したとおり。

第2種事業には、従来から第2種の判定基準がかかるため、この判定基準に加えて、更に地下水涵養の要件も今回の規定の変更により追加されるという形になる。

川越 委員 簡単に言えば、4ページの面積25ha以上という部分を50haに引き上げるといふ変更なのか。

事務局 その通り。

川越 委員 緩和したということになるのか。スクリーニング手続で対応するから地下水涵養をするならば、面事業は緩和して25haより広いものでもアセス手続を不要とするということか。

住谷 環境政策課長 資料3の5ページをご覧ください。これまでのフロー図は、事業計画を出されてA：配慮書手続までの間に、アセス手続に入る前の段階で地下水の採取量と開発により減少する涵養量を合計する涵養が行われると確実に見込まれるとして市長が認める時は、アセス手続が不要という規定にしていた。

しかし、パブリックコメントの御意見を踏まえ、事業計画や配慮書を確認し、B：スクリーニングの段階において設置を予定している環境影響評価審査会の専門家の委員の皆様にご意見を頂いて、それを踏まえた上で熊本市長として判断するというものであり、変更前のフロー図との違いはそういうところである。Bのスク

リーニングにより、厳正に市長が皆さんの意見を聴取して判定するというものへと変更するものである。

篠原 会長 地下水保全の要件を満たせばアセス手続が不要となるとしていたものが、スクリーニングによるチェックを入れることで少し担保ができる。更にスクリーニング手続と同じプロセスで行うため、事後報告もさせることができる。

確認だが、涵養の確保ができたかというのはどのように事後報告させるのか。地下水をどれだけ確保できたか判定が難しいが、やはり計算上でということになるのか。

住谷 環境政策課長 会長が仰るように涵養量を可視化することは非常に難しいと考えている。その代わり計画段階で提出される計画書の書面によって、平米数や年間の降雨量といったものを乗じて係数で導き出す涵養量というものがあるので、計算上にはなるが、現時点ではそれをもって確認するしかないと考えている。

篠原 会長 スクリーニングについて、地下水は他の環境要素と異なり、なかなか分りにくい。

住谷 環境政策課長 地下にどの位の量があるかというのは確かに見ることはできないが、現地に行き、どういう施設でどういう整備をしてどのような取組を行っているというのは確認ができるので、計画書と照らし合わせたりすることで担保していければと考えている。

篠原 会長 他にご質問やご意見はあるか。

上迫 委員 9ページに、この対象となる事業は、面事業のうち50ha未満の事業と書いてある。50ha以上のものについては、地下水涵養の取組というのは関係なくスクリーニングの第2種事業の判定基準だけで要否を判断するというところでよろしいか。

事務局 50ha以上の事業になると、第1種事業になるため、第1種事業の判定基準がかかってくる。

上迫 委員 了解した。50ha未満の事業についてはこの判定基準が2つかかってきて、地下水涵養の促進に向けた要件と第2種事業の判定基準を満たすものについてアセス手続を不要にするという理解でよろしいか。

事務局 その通り。

茨木 委員 変更後は配慮書手続が必須になり、それを専門家の方にチェックして頂くということだったが、その配慮書はどういったことを書いてもらうのか。

事務局 配慮書手続とは、対象事業の実施による重大な環境影響回避を低減するために、事業の位置や規模等を検討する事業計画の早い段階のうちに複数案を検討して頂くことによって、事業による環境影響を踏まえて、既存文献等で簡易的に調査予測評価を行うものである。こちらが複数案ごとに環境影響の程度を比較検討して、事業の位置や規模や施設の配置、施設の構造等をどのように決定したということ、図書としてまとめて頂くものになるので、審査会にはその中身を見て頂く。
その資料に加えて、スクリーニングの判定基準にどのような適合をしているかという点も事業者にはまとめてご提出頂き、その内容について環境影響評価審査会で確認することを想定している。

茨木 委員 少なくとも2つ以上案を出してもらい、それに対して審査会がコメントを返して、これが1番良い案だと決定する際の参考にするものという理解でよろしいか。

事務局 基本的には、事業者の方で複数案を考えた上で、これが1番ベストだと思うという案で出され、環境影響評価審査会から意見を頂くことになる。

茨木 委員 了解した。

篠原 会長 配慮書をいくつか出してくることはあり得ない。複数案で配慮書を持つてくるものではないので、その点について誤解がないように。

澤 委員 地下水の涵養に関する緊張と緩和。「緩和」の部分では、事業者にとっての負担感軽減と整合をとったということだが、計画段階で涵養すると実際これがどう実効性のある形で担保されていくのかというモニタリングに関して、別の制度や体制が必要かと思う。

特に都市圏や熊本県との協調。実際にしっかりと地下水涵養が行われているかは、面積がそこまで大きくないので大丈夫ということだけで進めていくのは少し怖いところがある。緊張と緩和の「緊張」の部分はどうするのかということについて考えがあればお聞かせ願いたい。

住谷 環境政策課長 規模要件を見直すことによって、アセス手続が不要と判断される場合に対する懸念、それに対してどう担保していくのかという質問内容で間違いはないか。

澤 委員 今回規模要件の変更について、地下水涵養する計画があれば良いとするが、その涵養が実際には測りにくいという話があった。
事業者がそこにしっかりと向き合い続けるかということを調査するという部分があるかもしれない。また、このアセス制度という枠組みの中だけで収まるのかどうかという議論があるかもしれない。
地下水涵養そのものをしっかりと見守っていく仕組みがあれば納得感も高まるかと思う。

住谷 環境政策課長 スクリーニングの判定手続をする際に、事後調査計画というものを事業者にご提出頂き、それを踏まえ事務局側としても事後調査の結果をきちんと把握し、必要に応じて更なる地下水涵養等の取り組みを事業者に求めていくといったところで担保を取りたいと考えている。

川越 委員 4ページのスライドの、下の部分の表が分からない。第1種事業・面積25ha以上でアセス手続不要とあるが、「以上」ではなく「未滿」ではないのか。

事務局 資料が分かりづらく申し訳ありません。
上の表と整合を取るためにこの記載にしているが、この数字は事業の規模要件であるため、本来25ha以上の事業はアセスが必要であって、この事業が判定基準を満たせばアセス手続が不要ということを表している。その明記ができておらず分かりづらくなっている。

川越 委員 今回、変更の提案されているのは面積50ha以上ならば普通はアセスにかかる。50ha未滿の場合にこのスクリーニングにかける可能性があるという理解でよいか。

事務局 その通り。

川越 委員 横の第2種事業についても同じ見方か。

事務局 その通り。

川越 委員 第2種事業の場合は、12.5ha以上であればアセスが必要になって、初

めからスクリーニング等はないということか。

事務局 スクリーニングはある。判定基準を満たせばアセス手続は不要になる。

川越 委員 第2種事業の場合は、12.5ha未満の時にスクリーニングにかかるということか。

事務局 12.5ha未満の事業はそもそも規模要件に合致しないので、アセス手続は不要となる。12.5ha以上の事業はアセスの対象事業となるので、その対象事業をスクリーニング手続で判定基準を満たせば、アセス手続を不要にするということになる。

川越 委員 第1種事業と第2種事業では読み方が違うので、表の見方が非常に難しい。この資料を少し修正された方が良いのではないか。

住谷 環境政策課 前段の上の表と比較する形式にとらわれ過ぎてしまい、仰るようにこの図表と説明書きだけでは行間を読み取るにも言葉が足りずに分かりにくい表記となってしまった。

この資料については修正し、改めた資料を後日、皆様方に再送付させて頂くので、よろしくお願ひしたい。

篠原 会長 この表は委員の皆さん初めて見られたと思う。初めて見た人が分かるようにしていないといけない。要はスクリーニング制度と異なり、地下水涵養促進の取組の場合は全部スキップしてしまうのではまずいというパブリックコメントで意見が出た。何かチェックポイントを入れないといけないという意見。そこでスクリーニングに取り入れて判定しようという内容だ。もう少し文字や表を追加してこの部分を詳しく説明した方が良い。

事務局 ご指摘の通りもう少し詳しく分かりやすいように作り直して、皆様方に再送付させて頂くので、よろしくお願ひしたい。

篠原 会長 他にご質問はあるか。

上迫 委員 是非分かりやすい図をお願ひしたい。これは審議会向けというだけではなくて、今後の事業者や市民への説明のために、あった方が良くと思う。フローチャート等があると分かりやすいと思う。

4ページだが、例えば面積が30haの事業があったとして、これまでの素案では、この事業が地下水涵養の取組に合致しなければ、25ha以上という規模要件からアセス手続

は必要になるが、その後スクリーニング手続の結果、方法書以降のアセス手続が不要となる、というようなケースもあり得たと思う。

今回手続を統合することとなり、この事業については、スクリーニング判定で第2種事業の判定基準を満たしていても、地下水涵養の促進に向けた要件を満たしていないということであれば、方法書以降の手続は必要だということになるのか。

事務局 制度上はそういうことになる。

上迫 委員 了解した。

中田 委員 今日の本題とは少し違うかもしれないが、そもそもどうして面積なのか。水を取る量と戻す量の話をしているところで、例えば面積が大きくても水をあまり採らなかったり、逆に面積が小さくてもたくさん水を採る事業もあると思うが、これはどうして面積でされているのか。

事務局 アセス条例の対象事業となるかどうかについて、面事業は造成や開発等の事業であるため、面積を要件としているおり、この面積要件を変更することで涵養を促していく。地下水涵養の地下水量等については、事業によって異なるものであるため、汲上げ方や使い方などを個別の事業ごとに見ていくことになる。

中田 委員 2ページに地下水採取量と見合う量、開発により減少する地下水を涵養するとあるが、これは両方ともエリアではなく量の話だ。従来どおり面積も大事だと思うが、実際どのぐらい使うのかを入れてもいいと思う。また、地下水涵養の方法は色々あると思うが、例えば水田に水を張るとか、緑地であるとか、山林だとか、そういう面積は、事業を起こす時の最初の50ha等のエリアの中に、既に含まれているものか。それとも、あくまで工場を造る面積と、多分、工場と同じエリアに山はないと思うが、そういう面積は別々で考えられた50haなのか。

事務局 事業を行う面積なので、工場を設置する時に造成する面積のみを算出して、25ha以上かどうか等、そういったところを判断していく。

中田 委員 例えば、工場を造る中でも全部工場にするのではなく芝生等の緑のエリアもあると思うが、そこで涵養される水もこの涵養量の計算の時には含まれ、そこで足りないものを企業はどこか外部に水田や山などのエリアを購入するという理解でよいか。

事務局 その通り。

阿部 委員 この資料3は、修正したものを一般にも公開されるのか。

住谷 環境政策課長 本会議の議事録と一緒に資料をホームページで公開する。資料については申し訳ない、やり直させていただく。

阿部 委員 資料2はパブコメの市民の御意見にこう対応するという内容だと思うが、例えば、P12 の 29 番の本市の考え方の中で「50%規模の事業を対象として」とあるが、市民の皆さんがこれ読んで分かるかというのが気になる。要するに、国の対応や国の基準よりも熊本県や熊本市の基準が厳しいです、ということを行っているが、国の基準だと何ヘクタール以上が対象だが熊本県では何ヘクタール以上も対象にしています、とした方が分かりやすいと感じた。

住谷 環境政策課長 一般の方が分かりやすく理解しやすいような文章に修正させていただく。

阿部 委員 今日の本題ではないが、涵養について実効性があるかの判定はなかなか難しい。例えば熊本市内にこういう施設を作るが、地下水涵養のために熊本市の上流にあたる菊陽等で農家の方に冬場田んぼに水張りをやってもらいますと計画が出てきても、その計画段階では農家の方と契約はしていない。その後実際に行う段階になって、別の農作物作っていると断られ、契約できないとか。あるいは、契約して冬場に田んぼに水張りをやっていることになっているが、実際見に行くと水が干上がっている等は実際ある話。どう判定するか、詳しいことは後日議論されると思うが、そういったことも考慮する必要があると思う。

住谷 環境政策課長 計画書と実際の状況に整合が取れているか、定期的にモニタリングはする予定である。もし計画通り行われていない場合は指導を行うことを考えている。また指導・勧告に応じない場合は、公表する等により対応を行っていく。

宮瀬 委員 規模要件の変更は川越委員も仰ったように、私も緩められたような印象を持った。そうすると判定基準が大事になってくると思う。これは今後の作業になるかと思うが、地下水保全、汲み上げる量を元に戻すと言っても水田湛水にも面積に限りがある。いかに汲み上げる量を少なくするかというのが、配慮手続書にどういうふうに明記されているのか、またどういうふうに判定するのか、というのが非常に重要になってくる。日本でも大手企業だと、水リスクの評価をして、対応するアクションを公表して、国際的な基準に則り実施されている企業だとその評価のようなものを公表されている。やはり、スクリーニング結果の公表であるとか、それに対して市民が意見を言える場をつくるなど、コンセンサスを得ながらお互いに納得がいくようになればと思う。

懸念があるとすれば、先ほど事後調査に対して、やっていないとなった時に強制力がないと言われたのが、若干不安なところ。

スクリーニングの結果アセス不要となったけれども、実際やると言われていたことがなされていない時に指導をすること。指導に従わない業者が問題を起こしたこともありましたので、その辺りを懸念している。

住谷 環境政策課長 先ほど止めさせるという強制力はないと申し上げたが、指導・勧告等については可能な限り実施したうえで内容を公表する。公表したうえで応じなかった場合の措置については、今後検討事項として研究してまいりたい。

また、緩和の方に感じるという意見であったが、私どもとしては、同等以上の地下水の涵養を促進するという観点を重視していきたいと考えており、熊本市の場合、近隣の上流での水田湛水や涵養林等で、同等以上の涵養をしていただくということを重視していきたい。また、事業者からの提出書類については、環境影響評価審査会の委員の皆様方にスクリーニングの際に確認いただく。判定についても、なぜスクリーニングで必要なくなったのか結果についても公表してもらいたい、というパブリックコメントの意見を踏まえ、事業や評価の内容についても公表し、明確、明瞭、公平性のある審査にしていきたい。

柴田 委員 今の話、P7の地下水促進の要件を重視してご説明された方がよいと思った。一方でモニタリングの件だが、環境影響評価制度には地下水涵養に限らずモニタリングの仕組みはあるか。

事務局 環境影響評価の項目として地下水や水質という項目があるので、それに関してどういった影響がでるか不可欠な部分については従来からモニタリングするという制度になっている。

柴田 委員 それは一般的な環境要素、大気とか含めてできるものですね。

篠原 会長 できる。

柴田 委員 一方で地下水に関しては、根拠は熊本県の条例かと思うがそういうモニタリングの仕組みは持っているか。

熊本県の地下水涵養の条例は、形式的には自主条例か。環境影響評価は法に基づく委任条例だと思うが、条例の強さや権限的には環境影響評価条例は法的根拠があり指導・勧告ができるというふうに認識しておけばよいか。

事務局 いまのご質問は、環境影響評価条例と地下水保全条例の話ということか。

柴田委員 はい。

事務局 地下水保全条例の件は、改めて確認させていただき、別途御報告させていただきたい。

柴田 委員 環境影響評価にこのことが入ることによって、制度上、地下水の涵養に関する仕組みが強化されることになるのではないかと思い確認をさせていただいた。

篠原 会長 なるほど。そのことは事務局において確認をお願いします。

川越 委員 先程、中田委員や阿部委員からも意見があった、いわゆる汲み上げは、事業で土地が塞がれていくというような話での対応である。

一方で、熊本県は地下水保全条例を設けて、汲み上げにある程度縛りをかけている。熊本県の地下水保全条例は、今回の熊本市のアセス条例とは別にかかるのか、二重にかかるのか。一方は面事業に対してかかり、更にそこで地下水も汲み上げるとなった時にはどうなるのか。また、熊本県だけではなく熊本市も地下水保全条例は持っているか。

事務局 熊本市は熊本県の地下水保全条例が市域で適用されている。

川越 委員 それは二重にかかってくるのか。

事務局 地下水保全条例で定めてある事項に加えて、環境影響評価条例の判定基準である地下水涵養の取組がきちんと取り組まれているかという点がかかってくる。

川越 委員 両方をクリアしなければならないということか。

事務局 その通り。

川越 委員 もう1点、これは熊本市が回答できないかもしれないが、今回、アセスで地下水に関して規模要件を50haまで上げた。その代わりに、アセスはしないかもしれないが、スクリーニングはするというようなことで縛りをかけた。熊本県もそのようになる可能性が高いのか。要は、最も涵養の部分が関係してくるのは、熊本市より菊陽町等であるが、熊本県もこういう方向で進みそうなのか。

鈴 委員 熊本市でスクリーニングを取り入れるということで、熊本県もスクリーニングを導入することについて、熊本県の環境審査会の方で諮問をして、令和6年2月に、導入が妥当であるというような答申を得ている。

ただ、集積地域を中心として、色々なご意見を県民の皆様から頂いている現状を勘案して、スクリーニングの導入の導入時期については、慎重に検討している。方向性としては導入していく方向であり、今決まっている訳ではないが、熊本市と同じような方向で検討していきたいと思っている。

川越 委員 市の立場として、とりあえず熊本県と同等よりも厳しくするという立場を取られたので、市の方が今回これを緩和と言えるのかどうか、逆に難しいところがあるかもしれないが、熊本県としてはこれより厳しくする可能性はあるのか。

要は、スクリーニングを入れることは既に決定されているという訳ではないが、答申はされている、という方向で進むかもしれない。

一方で、熊本市は熊本県に併せて50haに引き上げている。熊本県としては、逆にこれよりも厳しくすることはないだろうという話なのか。そうすると、市はまたスクリーニングに上乗せして25haに下げる等という話になる。

鈴 委員 今のところは、熊本市のように厳しくしようというような明確な方針は出ていない。その辺りは調整を図っていくことになるかと考えている。

篠原 会長 基本的には熊本県の条例があって、その範囲内で市は条例を作る訳なので、熊本県が市より厳しいことはあり得ない。今回は、熊本市が先にスクリーニングを作って熊本県が後ということなので、そこは慎重に検討されないと後々影響があると思うので、よろしく願いたい。

井寺 委員 感想である。統合することでのリスクや懸念事項について考えたが、スクリーニングによるチェック機能を適切に働かせるしかないのかなと思って聞いていた。

阪本 委員 水に関することは、量だけでなく地下水の質というものも、その中に入っているということか。

事務局 モニタリング調査の中に、地下水の質についての検査、調査も含めている。

阪本 委員 要は緩和した中で、スクリーニングやモニタリングなど、事後報告書の調査のところを少しでも厳しくして頂けると、もっと色々なところに縛りが効くのかなと思う。

住谷 環境政策課長 よりよい制度を構築できるように努めていきたい。

澤 委員 他の委員からも意見が出ていたが、地下水保全について、量の部分と質の部分について、ロードマップというかそういった議論がないと、全体の中でアセスが担う部

分として、あれもこれも1つの制度でまかなうことは難しいだろうと思う。その辺りの戦略的な方針等そういったものも、また別の機会等を含めて議論の中に盛り込んで頂ければと思う。

住谷 環境政策課長 今、私共が実際に審査する時の判断基準はどうするかという涵養量に限定したお話をしており、仰るように、実際どのくらいの水量が必要なかというところについては着眼点がないような状況であった。こちらは県市連携で地下水保全のための推進本部を別途立ち上げて、そちらの方で議論されている。

今後、両者協力し合い、その辺りについても企業から収支報告を受けながら、県・市としてどの位の量が必要で、今どの位ありますというようなものを公表していくと、熊本県の対応を新聞報道等でも公表されているので、私共も情報共有して、皆様方に提供できればと考えている。

鈴 委員 先程から地下水の量の話が出ているが、昨年12月末から、地下水量に関してモニタリングを開始している。現在は、菊陽町原水(セミコンテクノパーク内)と熊本市水前寺の2箇所である。今後、数を増やし、地下水の量が全体的に減っていないか、増えているのかどうかということはモニタリングで調査をしていく。

いまの2か所については、スマホ等で地下水位リアルタイム配信を確認ができるようになっているので、是非ご確認いただければと思う。

また、地下水の質についても、法令で定めている地下水の質についての検査はもちろん、法令で定めていない地下水の質についても、きちんとチェックをさせて頂いて、この質については、量と違って少し時間がかかるが、専門家のご意見も踏まえて、皆様の方に公表させて頂くことを予定している。そういった形で地下水の量や、質の担保を図って参りたい。

茨木 委員 国の基準より厳しいというのがぱっと読んで分からないなというのは、私も同感だ。基準が緩く見えないような、初めて読む人でも国や他都市より厳しい基準だと分かるような書き方だと良いのかなと思った。

また、澤委員が言われたとおり、事業計画で言われたことの実効性があるのかについてのモニタリングは必要だと思ったので、熊本県において、何力所か、地下水の状況をチェックしていく予定ということを知って、そういう仕組みがあると安心だと思った。

篠原 会長 今回は、スクリーニングと地下水涵養の問題を一緒にしたというところで、少し混乱があったと思うが、決して緩くするものでなく、スクリーニングでチェックが担保される。逆にこれで厳しくなったと私は思っている。精査の内容も、市民に公表するとなっているので、皆さんも知ることができる。スクリーニングの内容を審査した結果も公表するのか。

住谷 環境政策課長 その通り。

篠原 会長 そこに地下水の問題が出てくるが、公表されるということで、市民にとっては大変安心することだと思う。これ以外に、技術指針を作成中だが、その次の会議はどうなるのか。

住谷 環境政策課長 本年度から技術指針の検討委員会を立ち上げ、これまで4回開催させて頂いているが、2月下旬に、最終的な技術指針の案の取りまとめを審議する予定である。来年の当初に新しく環境影響評価審査会を設置して、環境影響評価条例に基づく正式な技術指針を整理していくスケジュールにて進めている。

篠原 会長 それをモニタリングするのがこの環境審議会なので、是非皆さん、ご協力をよろしく願いたい。

住谷 環境政策課長 本日の審議については、修正した資料及び議事要旨を作成いたしまして後日、委員の皆様にご確認をお願いしたい。

終了

以上